

平成28年度後期高齢者医療保険料が決定

平成28・29年度の保険料率が決定しました(左表)。被保険者には、7月中旬に平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。

Table showing insurance premium calculations for平成26・27年度 and平成28・29年度. It includes columns for '保険料(年額)', '被保険者均等割額', and '所得割額'.

年金天引き(特別徴収)

保険料の仮算定を行い、4月より年金からの天引きを開始していますが、今回決定した年間保険料から、仮算定によって徴収(4月・6月・8月に天引き)される額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に天引きします。

普通徴収

納付書や口座振替などで、7月～翌年3月までの9回納期で納めます。▽自主納付 金融機関の窓口で

Table with contact information for insurance services, including phone numbers for '保険料について' and '保険料の納付について'.

後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置

世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額(5万1千64円)が軽減されます(左表)。所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定に係る賦課

Table showing '所得金額の判定区分' and corresponding '軽減割合' and '軽減後の被保険者均等割額(年額)'.

注 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

変更 後期高齢者医療保険被保険者証

現在使用中の後期高齢者医療被保険者証(だいたい色の有効期限は、7月31日(日)です。新証(薄緑色)を7月末までに

国民健康保険・後期高齢者医療制度における自己負担限度額の更新

医療機関などで高額な治療を受ける場合、支払った医療費の自己負担額について、月額で自己負担限度額が設けられています。

注1 カ月の自己負担額が自己負担限度額を超えるおそれがあるときは、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」と保険証を併せて医療機関などに事前

国民健康保険の場合

8月以降も医療機関などに入院・通院し、高額な治療を受ける場合は、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きが必要ですので、保険課窓口で申請してください。

表1 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

Table showing self-payment limits for people under 70, categorized by '課税世帯' and '非課税世帯'.

- ※1 基礎控除後の総所得金額等のこと。
※2 過去12カ月間に、同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あったときの4回目以降の自己負担限度額。
※3 国が指定する難病患者、小児特定疾病児童、平成28年3月31日現在で1年以上精神病床に入院している患者で、平成28年4月1日以降も引き続き入院し、退院するまでの間にある人は260円です。
※4 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合(要申請)。

後期高齢者医療制度の場合

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている人には、7月末日までに新しい認定証を送付します。

表2 70歳以上の人の一部負担割合と自己負担限度額(月額)

Table showing partial payment ratios and self-payment limits for people aged 70 and over, categorized by '課税世帯' and '非課税世帯'.

- ※1 国保:同一世帯の全ての国民健康保険被保険者(擬制世帯主を含む)の課税区分で算定。
※2 後期高齢者:同一世帯の全世帯員の課税区分で算定。
※3 ※1の算定にかかる人の各所得額が0円となる被保険者(公的年金等控除額は80万円として計算)、または市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者。
※4 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合(要申請)。